

旧 租 税 特 別 措 置 法 等 の 適 用 を 選 択 す る 旨 の 届 出 書

収受印		整理番号		※									
令和 年 月 日 税務署長 殿	届 出 者	(住所) 〒 —											
		(電話番号 — —)											
		(フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名)											
		(法人番号) 個人の方は、個人番号の記載は不要です。											
<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>													
所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）附則第 54 条第 3 項、第 55 条第 3 項又は第 63 条第 3 項の規定の適用を受けたいので、同附則第 54 条第 7 項、第 55 条第 6 項又は第 63 条第 7 項の規定に基づき、届出します。													
記													
届出する税務署の 管轄内に所在する 製造場	(所在地) 〒												
	(名称)												
摘 要													
税理士署名		(電話番号 — —)											
※ 税務署処理欄	通 日 付	信 印	番 号 確 認	入 年 月 力 日	担 当 者								

旧租税特別措置法等の適用を選択する旨の届出書の記載要領

- 1 この届出書は、令和 6 年 4 月以降も旧租税特別措置法（注 1）第 87 条、第 87 条の 4 又は旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（注 2）第 43 条の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。
（注） 1 旧租税特別措置法とは、所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）による改正前の租税特別措置法をいいます。
2 旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律とは、所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます。
- 2 この届出書は、令和 6 年 3 月 31 日までに、租税特別措置法施行令第 46 条の 7 の 2 第 3 項の規定により、承認の通知を受けた税務署長（「酒税特例措置を受ける酒類製造者の承認申請書」（以下「申請書」といいます。）を提出した税務署長）に提出してください。
- 3 【届出する税務署の管轄内に所在する製造場】には、申請書の「申請する税務署の管轄内に所在する製造場」欄に記載した製造場の所在地及び名称を記載してください。
- 4 ※欄は記載しないでください。